

平成26年度 第1回自然科学総合研究棟ネットワーク委員会議事録

日時：平成27年3月19日（水）10：40～11：10

場所：自然科学総合研究棟3号館125演習室

出席（敬称略）

1・2号館：横山俊史（北川 G）、南秀人（南 G）、笹崎晋史（万年 G）、北山雄己哉（竹内 G）、李智博（宮野 G）、坂本博（坂本 G）、茶谷絵理（田村 G）、中馬いづみ（土佐 G）、山地英樹（山地 G）、林公祐（竹中 G）、森垣憲一（今石 G）、坂本克彦（武田 G）

3号館：塩澤大輝（中井 G）、中本裕之（小島 G）、大森敏明（小澤 G）、柴坂敏郎（白瀬 G）、桔梗宏孝（渕野 G）、奥園健（阪上 G）、太田能（玉置 G）、春名太一（春名 G）、中村昭子（大槻 G）、笥楽磨（島 G）、鎌田十三郎（永田 G）、榎並直子（上原 G）、吉川昭子（山崎 G）

4号館：田中成典（田中 G）、大西裕也（天能 G）、和泉慎太郎（吉本 G）、山下陽子（水野 G）、田中丸し治哉（田中丸 G）、金丸研吾（土佐 G）、酒井恒（菅澤 G バイオシグナル研）

研究環総務係：徳永奈緒子、研究環会計係：稲継めぐみ

議題

1. 申し合わせ事項の確認と改正

委員会（資料1）および幹事会メンバー選出方法（資料2）

部局からの副委員長を選出しなければならぬ規定を削除する案が原案通り承認された。

2. 入居者名簿の確認

3. 委員会のホームページ確認。委員会の業務要約、各種手続き手順の確認
委員会ホームページのURLは次の通り。

<http://www.office.kobe-u.ac.jp/oast-net/gste.html>

4. 平成27年度幹事会（委員長、副委員長選出）

・委員長

副委員長の合議により内定していた、現3号館副委員長の太田 能教授（玉置 G）が委員長に選出された。

・副委員長

4号館については、4号館ネットワーク委員会の申し合わせ（資料3）に基づき内定していた上曾山 博教授（田中丸 G）が副委員長に選出された。

1, 2号館については、申し合わせ（資料2）に基づき、坂本副委員長の推薦により内定していた森垣憲一准教授（今石 G）が副委員長に選出された。

3号館については、申し合わせ（資料2）に基づき、次の候補者グループで抽選を行った。

小島 G（システム）、阪上 G（工）、島 G（理）、谷 G（工）、藤田 G（農）、山崎 G（工）、中井 G（工）、白瀬 G（工）、春名 G（理）、計9グループ
抽選の結果をうけ、奥園 健先生（阪上 G）が副委員長に選出された。

5. 先端融合研究環ネットワーク委員長、情報セキュリティー委員会委員の確認

6. その他

副委員長の坂本先生から次のような提案があった。

1) 大学の共有資産である総合研究棟グローバル IP アドレスの管理は、自然科学総合研究棟ネットワーク委員長及び副委員長の助言の下に研究環会計係が行う。

2) そのため、まず1号館～4号館の全居住グループに現在実際に使用しているグローバル IP アドレス及び使用機器を研究環会計係に報告してもらい、現状を把握する。

3) 自然科学総合研究棟ネットワーク委員長及び副委員長で現状を確認した後、申請に基づく未使用グローバル IP アドレスの配付は研究環会計係が行い、その結果を委員長及び副委員長に報告する。

研究環会計係に仕事をしてもらうことになるので、研究環長及び研究環事務長の下承が必要になりますが、このやり方の方が合理的だと思います。

以上（文責 桔梗宏孝）

自然科学総合研究棟ネットワーク委員会申合せ (H27/3/19改正案 資料1)

1. 趣旨・目的

自然科学系先端融合研究環ネットワーク委員会の下に，自然科学総合研究棟の情報ネットワークの管理運営等を審議するため，自然科学総合研究棟ネットワーク委員会を置く。

2. 所掌事項

自然科学総合研究棟の情報ネットワーク管理・運用に関すること。

(自然科学総合研究棟ネットワーク管理責任者・各棟ネットワーク管理責任者の選任を含む)

3. 組織

(1) 委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

ア 各プロジェクト等のネットワーク管理者

イ 自然科学系先端融合研究環事務部

ウ 情報セキュリティ委員会委員

エ 自然科学系先端融合研究環部局ネットワーク委員長

オ その他委員長が必要と認めた者

(2) 委員会に委員長及び3名以上の副委員長を置き，委員の互選により選出する。~~なお，委員長・副委員長の所属部局以外に部局があるときは，その部局から選出された者を副委員長として加える。ただし，工学研究科およびシステム情報学研究科については1部局（工学系研究科）として扱う。~~

(3) 委員長は，自然科学総合研究棟ネットワーク管理責任者の候補者となり，自然科学研究環ネットワーク委員会委員長の承認を得た後，当該管理責任者を兼任する。

(4) 副委員長のうち3名は，自然科学総合研究棟1・2号館ネットワーク管理責任者，同3号館ネットワーク管理責任者，同4号館ネットワーク管理責任者の候補者となり，自然科学研究環ネットワーク委員会委員長の承認を得た後，当該管理責任者を兼任する。

4. 任期

委員長及び副委員長の任期は，1年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員長及び副委員長の任期は，前任者の残任期間とする。

5. この申合せは，平成22年3月10日から施行し，適用する。

(平成22年3月10日改正)

(平成27年3月19日改正)

自然科学研究科棟ネットワーク委員会委員長・副委員長の選出方法に関する申し合わせ
総合研究 (H27.3.19 改正案 資料2)

1. 委員長（1名）

幹事会メンバー（委員長、副委員長、部局ネットワーク代表者、情報セキュリティ委員）の合議により副委員長から次期委員長候補者1名を選出し、ネットワーク委員会において承認を受ける。

2. 副委員長（3名以上）

以下の手順で次期副委員長候補を出す3グループを決定し、ネットワーク委員会で承認を受ける。

- (1) 立候補するグループを募る。
- (2) (1) で定員に満たない場合、幹事会メンバーの推薦があれば提案する。但し、推薦グループの責任者およびネットワーク管理者から内諾を得ていること。
- (3) (2) で定員に満たない場合、合議もしくは抽選でグループを選出する。但し、1-2号館、3号館および4号館からそれぞれ1グループが選出されるようにする。また、負担の公平のため、当面は過去に自然科学総合研究棟ネットワーク管理者、融合環・旧自然科学研究科の部局ネットワーク委員長と情報セキュリティ委員を出したグループは、原則として抽選対象からはずす。また、構成員が1名のグループも、当面、抽選対象からはずす。

~~3. 副委員長の追加~~

~~自然科学総合研究棟ネットワーク委員会申合せに従い、委員長・副委員長の所属部局以外に部局があるときは、その部局から選出された者を副委員長として加える。~~

~~4. 施行~~

~~本申し合わせは平成22年3月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。~~

3. 施行

本申し合わせは平成22年3月19日から施行し、適用する。

平成20年3月5日発行

平成21年3月3日改訂：新4号館担当の追加

平成22年3月10日改訂：構成員2名以上が抽選対象となる。

平成27年3月19日改訂：部局の副委員長の廃止

自然科学総合研究棟ネットワーク委員会申合せ

1. 趣旨・目的

自然科学系先端融合研究環ネットワーク委員会の下に、自然科学総合研究棟の情報ネットワークの管理運営等を審議するため、自然科学総合研究棟ネットワーク委員会を置く。

2. 所掌事項

自然科学総合研究棟の情報ネットワーク管理・運用に関すること。

(自然科学総合研究棟ネットワーク管理責任者・各棟ネットワーク管理責任者の選任を含む)

3. 組織

(1) 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

ア 各プロジェクト等のネットワーク管理者

イ 自然科学系先端融合研究環事務部

ウ 情報セキュリティ委員会委員

エ 自然科学系先端融合研究環部局ネットワーク委員長

オ その他委員長が必要と認めた者

(2) 委員会に委員長及び3名以上の副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(3) 委員長は、自然科学総合研究棟ネットワーク管理責任者の候補者となり、自然科学研究環ネットワーク委員会委員長の承認を得た後、当該管理責任者を兼任する。

(4) 副委員長のうち3名は、自然科学総合研究棟1・2号館ネットワーク管理責任者及び同3号館ネットワーク管理責任者、及び同4号館ネットワーク管理責任者の候補者となり、自然科学研究環ネットワーク委員会委員長の承認を得た後、当該管理責任者を兼任する。

4. 任期

委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

5. この申合せは、平成27年3月19日から施行し、適用する。

(平成22年3月10日改正)

(平成27年3月19日改正)

自然科学総合研究棟ネットワーク委員会委員長・副委員長の選出方法に関する申し合わせ

1. 委員長（1名）

幹事会メンバー（委員長、副委員長、部局ネットワーク代表者、情報セキュリティ委員）の合議により副委員長から次期委員長候補者1名を選出し、ネットワーク委員会において承認を受ける。

2. 副委員長（3名以上）

以下の手順で次期副委員長候補を出す3グループを決定し、ネットワーク委員会で承認を受ける。

- (1) 立候補するグループを募る。
- (2) (1) で定員に満たない場合、幹事会メンバーの推薦があれば提案する。但し、推薦グループの責任者およびネットワーク管理者から内諾を得ていること。
- (3) (2) で定員に満たない場合、合議もしくは抽選でグループを選出する。但し、1-2号館、3号館および4号館からそれぞれ1グループが選出されるようにする。また、負担の公平のため、当面は過去に自然科学総合研究棟ネットワーク管理者、融合環・旧自然科学研究科の部局ネットワーク委員長と情報セキュリティ委員を出したグループは、原則として抽選対象からはずす。また、構成員が1名のグループも、当面、抽選対象からはずす。

3. 施行

本申し合わせは平成27年3月19日から施行し、適用する。

平成20年3月5日発行

平成21年3月3日改訂：新4号館担当の追加

平成22年3月10日改訂：構成員2名以上が抽選対象となる。

平成27年3月19日改訂：部局からの副委員長の廃止